

は じ め に

住宅は、一人ひとりにとって毎日の生活を営む場として生活の基盤となるものであり、同時に地域社会を構成する重要な要素ともなっています。住宅の持つ重要性は一貫して変わりありませんが、住宅施策を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。

まず、住宅の量的な充足と質的な面における課題の残存という住宅事情の変化があります。また、人口減少時代への突入や本格的な高齢社会の到来など、経済社会情勢も大きく変化しています。さらに、地球環境への配慮や市場をできるだけ重視していこうという政策の変化があります。

本県においても、住宅数が世帯数を上回り、量的にはおおむね充足されていますが、住宅の広さや住環境など質の面では課題の残っている状況にあり、また、少子・高齢化やライフスタイルの変化などにより住宅に対する県民のニーズは多様化しています。

一方、住宅のセーフティネット、すなわち安心して住宅を確保できるようにすることが、変わらず重要であることはいうまでもありません。

このような環境の変化に対応し、現在及び将来における豊かな住生活の実現を図るため、平成18年6月に「住生活基本法」が制定されました。

本県では、平成19年3月に、計画期間を平成18年度から平成27年度までとする、県民の豊かな住生活の実現に向けた基本計画として、千葉県住生活基本計画を策定しました。

今後は、本計画に基づき、県民をはじめ、県、市町村、民間事業者、NPO等の民間団体が協働し、関係する分野で一層の連携を図ることにより、豊かな住生活が築けるよう取り組んでまいります。

本書は、本県の住宅事情と住宅政策を取りまとめたものですが、これにより当課の業務を御理解いただくとともに、資料として御活用いただければ幸いです。

平成20年10月

千葉県県土整備部住宅課長

中 岡 靖